



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成26年12月26日

担当	埼玉労働局職業安定部職業安定課
	課長 鈴木 良尚
	課長補佐 木崎 淑子
	電話 048-600-6208 (内線 320, 321)

職場定着協力事業所認定制度の開始について

～ 若者や障害者の職場定着に積極的に取り組む事業所を労働局長が認定します ～

厚生労働省埼玉労働局（局長 阿部 充）では、若年者や障害者の職場定着に取り組む事業所を、「職場定着協力事業所」として認定し、定着率の向上及び人材確保の促進を図ることとしました。

認定要件、認定書及び申請方法については下記のとおりです。

【認定書：名称「職場定着協力事業所」】

認定書の見本は別添のとおりです。

【認定を受けるための要件(概要)】

- ・若者及び障害者の職場定着のために安定所職員の訪問を受け入れ、安定所が実施する職場定着支援の取組みに積極的な協力をする事。
- ・若者応援企業的前提となる労務管理基準を満たしていること(求人提出要件は除く。)
- ・公共職業安定所が毎年開催する「企業トップクラス&公正採用選考人権啓発推進員研修会」及び「学卒求人説明会(新卒者の採用予定がない場合は除く。)」に必ず参加すること。
- ・職場定着のための取組を実施している、または、実施する予定であること。
- ・新卒者、障害者の職場見学及び職場実習の積極的な受入れを行うこと。
- ・事業所PRシートを提出し、当該シートの公表に同意していること。
- ・原則として、埼玉県内の求人提出事業所または雇用保険適用事業所であり、かつ、就業場所が埼玉県内にある事業所からの申請であること。
- ・協力事業所と認定することが必要と安定所長が認めていること。

【認定の申請方法】

求人提出事業所または雇用保険適用事業所を管轄する公共職業安定所を経由して、労働局へ申請書を提出して下さい。

職場定着協力事業所

(事業所名)

(役職名) (氏 名) 殿

No.〇〇〇〇〇〇-〇〇

貴事業所を、ハローワークと協力して、職場定着支援に積極的に取り組む事業所として認定します。

【職場定着のための取組み内容】

- ・ 職場定着支援のため安定所職員の訪問を受け入れ
- ・ 新卒者、障害者の職場見学及び職場実習の受け入れ
- ・ 話しやすい職場環境作り
- ・ 仕事と家庭が両立できる環境作り
- ・ 従業員の希望を考慮した職場配置
- ・ 上司や先輩によるフォローアップ体制の整備
- ・ パワハラ・セクハラのない職場作り
- ・ 従業員が休日を取りやすい環境作り
- ・ 残業を減らす取り組み
- ・ 福利厚生の実施
- ・ 従業員への訓練や自己啓発への支援
- ・ 障害者の勤務状況に応じた支援体制の整備

平成____年____月____日

見 本

厚生労働省埼玉労働局

局長 阿部 充



職場定着に積極的な事業所 を認定します!

ハローワークと協力して、
従業員の職場定着に積極的に取り組む事業所を
「職場定着協力事業所」
として埼玉労働局長が認定します。



認定のメリット

- ・ **従業員の職場定着に積極的な事業所としてPRできます!**
職場定着に積極的な事業所として埼玉労働局ホームページに掲載するとともに、求職者へ周知を行いますので、人材の確保を図ることができます。
- ・ **ハローワークの職員が職場定着の支援をします!**
ハローワークの職員が事業所を訪問し、早期離職防止の支援を実施します。
- ・ **若者応援企業として宣言も行えます!**
ハローワークに、若年者対象の求人を提出すると、若者応援企業として宣言することもできます。



認定基準は裏面をご覧ください



認定基準は次のとおり

- (1) 職場定着支援のため安定所職員の訪問を受け入れ積極的に協力をする
こと。
- (2) 若者応援企業の前提となる次の労務管理基準を満たしていること。
 - ① 若者を自社の正社員として採用すること及び長期的に育成する
ことに積極的に取り組むこと。
 - ② 次の就職関連情報を開示していること。
 - ・ 社内教育、キャリアアップ制度
 - ・ 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況
 - ・ 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の
採用実績と定着状況
 - ・ 前年度の有給休暇および育児休業の実績
 - ・ 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
 - ③ 労働関係法令違反を行っていないこと。
 - ④ 過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を
行っていないこと。
 - ⑤ 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと。
 - ⑥ 申請書提出日に助成金の不支給措置を受けていないこと。
- (3) 職場定着のための取組を実施している、または、実施する予定である
こと。
- (4) 新卒者、障害者の職場見学及び職場実習の積極的な受入れを行うこと。
- (5) 公共職業安定所が毎年開催する企業トップクラス&公正採用選考人権
啓発推進員研修会へ参加すること。
- (6) 公共職業安定所が毎年開催する学卒求人説明会(新卒者の採用予定が
ない場合は除く)へ参加すること。
- (7) 事業所PRシートを提出し、当該シートの公表に同意していること。
- (8) 原則として、埼玉県内に求人提出事業所または雇用保険適用事業所が
あり、かつ、就業場所が埼玉県内にある事業所からの申請であること。
- (9) 協力事業所と認定することが必要と安定所長が認めていること。

お問い合わせは、埼玉労働局職業安定課または埼玉県内のハローワークへ

申請
管轄ハローワーク

審査
埼玉労働局で審査

認定証交付
「職場定着協力事業所」

